

品質管理レビューの概要

1. 品質管理レビュー制度について

品質管理レビュー制度は、監査業務の公共性に鑑み、会員の監査業務の適切な質的水準の維持・向上を図り、監査に対する社会的信頼を確保することを目的として、1999年度から実施され、2003年に法定化（公認会計士法第46条の9の2）された制度です。

品質管理レビューでは、個別の監査業務に影響を与える監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況、並びに当該品質管理のシステムが個別業務において適切に運用されているかを確認します。

品質管理レビューは、指導及び監督の性格を有するものであり、摘発や懲戒を行うこと又は監査事務所が表明した監査意見の形成に介入することを目的とするものではありません。

2. 2020年7月から開始された品質管理レビューの概要

(1) 品質管理レビューの種類

品質管理レビューは、「通常レビュー」と「特別レビュー」の2種類があり、それぞれ、以下の目的に応じて実施されます。

レビューの種類	レビューの頻度	レビューの性格
通常レビュー	原則3年に一度※	監査事務所の品質管理システムの整備状況及び運用状況の確認
特別レビュー	臨時的	監査事務所の品質管理体制、監査実施状況、特定のテーマ等を適時に確認

※ 監査事務所の規模、監査業務のリスクの程度等を勘案し、最長5年の範囲で伸長・短縮されます。

(2) 改善勧告事項とレビューの実施結果

- ① 品質管理レビューを実施した結果、品質管理のシステムの不備又は運用上の問題が発見された場合で、監査事務所の品質管理のシステム、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する準拠違反が発生している懸念がある場合には、改善勧告事項となります。改善勧告事項は、準拠違反の重要性の程度に応じて、以下の表のとおり3種類に区分されます。

改善勧告事項	不備事項
	重要な不備事項
	極めて重要な不備事項

- ② 改善勧告事項の区分に応じ、表明されるレビューの実施結果も区分されます。レビューの実施結果は、以下の3種類です。

実施結果の種類	内容
重要な不備事項のない実施結果	以下の両方が認められた場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ レビュー対象期間末日における監査事務所の定めた品質管理のシステムの整備の状況において、品質管理の基準に適合していない重要な不備事項は見受けられない ・ レビュー対象期間における監査事務所の品質管理のシステムの運用の状況において、当該品質管理のシステムに準拠していない重要な不備事項は見受けられない
重要な不備事項のある実施結果	監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況において、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反の懸念があると認められる場合
極めて重要な不備事項のある実施結果	監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況において、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する極めて重要な準拠違反の懸念があると認められる場合

- ③ 改善勧告事項があった場合、品質管理委員会は、上記のレビューの実施結果を記載したレビュー報告書のほかに、改善勧告書を監査事務所に交付します。

(3) 改善勧告事項への対応及び改善措置の実施状況の確認について

監査事務所により講じられる改善措置については、監査事務所に見受けられた改善勧告事項の区分に応じ、主として次の①又は②に沿って確認が行われます。

① 「極めて重要な不備事項」又は「重要な不備事項」があった場合

ア. 改善勧告事項への対応

監査事務所は、改善計画書の作成が必要です。

イ. 改善措置の実施状況の報告

監査事務所は、原則として、翌年度に品質管理委員会に対して、書面により改善状況の報告を行います。

ウ. 改善措置の実施状況の確認

品質管理レビューチームは、前年度の通常レビューにおいて、極めて重要な不備事項又は重要な不備事項が見受けられた監査事務所に対し、翌年度において「通常レビュー」又は「改善状況の確認（前回の通常レビューに関連して提出された改善状況報告書に記載の改善措置の内容に従って、監査事務所が、必要な改善措置を実施しているかどうか等について確認する手続を指します。）」を行い、必要な指導を行います。

② ①に該当しない不備事項のみがあった場合

ア. 改善勧告事項への対応

品質管理委員会は、監査事務所の自主的な改善を尊重するため、改善計画に

係る書面の提出を求めません。

イ. 改善措置の実施状況の報告

監査事務所は、原則として、翌年度に品質管理委員会に対して、書面により改善状況の報告を行います。

ウ. 改善措置の実施状況の確認

品質管理委員会は、当該書面を確認した結果、改善不十分の懸念がある場合には、「通常レビュー」又は「改善状況の確認」を行います。

なお、書面を確認した結果、改善不十分の懸念がないと判断された場合には、監査事務所に対してその旨の通知は行われません。

(4) 品質管理レビューの改善勧告事項に基づく措置

品質管理レビューの改善勧告事項又は改善状況の確認結果に基づき、監査事務所には、品質管理レビュー制度上の措置が決定されることがあります。

該当の監査事務所が上場会社監査事務所に該当する場合には、上場会社監査事務所登録制度上の措置も決定されます。

品質管理レビューの実施結果と、それに基づく措置の対応関係は、以下の表のとおりです。

		レビューの実施回数		
		1回目	2回目	3回目以降
極めて重要な不備事項	レビュー制度措置	辞退勧告※1	辞退勧告	辞退勧告
	上場部会措置	登録の取消し		
重要な不備事項	レビュー制度措置	嚴重注意※1	辞退勧告※1	辞退勧告
	上場部会措置	—	登録の取消し	
不備事項	レビュー制度措置	なし	注意※2	嚴重注意※2
	上場部会措置	—	—	—

※1 措置の検討に当たっては、監査事務所の規模、上場会社監査の有無、レビューの実施回数、過年度のレビュー結果などの個別事情に応じ、品質管理委員会は、軽減した措置を決定することがあります。

※2 前回以前の指摘事項が、当該レビュー実施年度の指摘事項でも改めて不備事項とされたとき、品質管理委員会は、当該不備を重要な不備事項とみなし、「重要な不備事項」に対応する措置を決定することができます。

3. 品質管理レビュー制度の主な改正点

2020年7月1日から、「実効化」と「透明化」を柱とした、品質管理レビューの新制度が適用されています。従来の制度からの主な変更点・改正の概要は、以下のとおりです。

(1) 通常レビューの結論

従来の制度における通常レビューの結論の種類は廃止され、「品質管理レビュー報告書」には、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況について、「極めて重要な不備事項」及び「重要な不備事項」の有無に関するレビューの実施結果が記載されます。

なお、この改正は通常レビューの結論の明瞭化・透明化を図る目的から行われたものであり、「極めて重要な不備事項」、「重要な不備事項」及び「不備事項」の判断の水準は、従来の制度における「極めて重要な限定事項」、「限定事項」及び「その他の改善勧告事項」と同じ水準となります。

改正前の結論の種類		改正後の実施結果の種類
否定的結論	▷	極めて重要な不備事項のある実施結果
限定事項付き結論 (極めて重要な準拠違反の懸念あり)		重要な不備事項のある実施結果
限定事項付き結論		重要な不備事項のない実施結果
限定事項のない結論		

(2) 通常レビューの実施頻度の柔軟化

通常レビューの実効性を向上させる目的から、通常レビューの実施頻度を、原則として3年に一度とする一方で、オフサイトモニタリングの結果を踏まえ、最長で5年の範囲内で、通常レビューの実施頻度が柔軟に変更されるように改められました。

これに関連し、「通常レビュー」における「定期レビュー」と「機動レビュー」の区分も廃止され、その種類・内容の明瞭化が図られました。

(3) 改善勧告事項の改善措置の実施状況の確認方法

品質管理レビューの効率化を図るために、フォローアップ・レビュー報告書の作成を要するフォローアップ・レビューを廃止し、レビューの実施結果等に応じて「通常レビュー」又は「改善状況の確認」を行う制度に改められました。

(4) 特別レビューの実施要件

監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用状況を迅速かつ適時に確認することを目的として、監査意見表明前後を問わず、品質管理委員会が必要と認めた場合において、品質管理体制、監査実施状況等を適時に確認することが可能なレビューに改められました。

4. 上場会社監査事務所登録制度の主な改正点

《重要な不備事項等の開示制度の見直し》

改正前の上場会社監査事務所登録制度では、「監査事務所に対する措置」として「極めて重要な準拠違反の懸念がある限定事項付き結論（3(1)の図を参照）」の場合に、限定事項の概要を上場会社監査事務所名簿で開示しておりました。

新制度においては、「極めて重要な不備事項」及び「重要な不備事項」が認められた場合に、「監査事務所に対する措置」としてではなく、「資本市場関係者等に対する情報提供の一環」として、その概要を上場会社監査事務所名簿に開示するように改められました。なお、開示内容について、実質的な変更はありません。

以 上